

別表（第3条関係）

種目		障害区分又は程度	性能	耐用年数	基準額（単位：円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1 下肢機能又は体幹機能障害2級以上の者 2 寝たきり状態にある難病患者等（いずれも原則として18歳以上）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	1 重度知的障がい者（児） 2 下肢機能又は体幹機能障害2級以上の児童（原則として3歳以上） 3 下肢機能又は体幹機能障害1級で、常時介護を要するもの（原則として18歳以上） 4 寝たきり状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	特殊尿器	1 下肢機能又は体幹機能障害1級で、常時介護を要するもの（原則として学齢児以上） 2 自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢機能又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上）	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	1 下肢機能又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に介助を要するもの（原則として学	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000

		<p>年齢以上)</p> <p>2 寝たきり状態にある難病患者等</p>			
移動用 リフト	<p>1 下肢機能又は体幹機能障害2級以上の者（原則として3歳以上）</p> <p>2 下肢機能又は体幹機能の障がいを有する難病患者等</p>	<p>介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型等住宅改修を伴うものを除く。</p>	4年	159,000	
訓練い す	<p>下肢機能又は体幹機能障害2級以上の児童（原則として3歳以上）</p>	<p>原則として付属のテーブルをつけるものとする。</p>	5年	33,100	
訓練ベ ッド	<p>1 下肢機能又は体幹機能障害2級以上の児童（原則として学齢児以上）</p> <p>2 下肢機能又は体幹機能の障がいを有する難病患者等</p>	<p>腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの</p>	8年	159,200	
自立 生活 支援 用具	<p>1 下肢機能又は体幹機能の障がいを有し、入浴に介助を要する者（原則として3歳以上）</p> <p>2 入浴に介助を要する難病患者等</p>	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	90,000	
便器	<p>1 下肢機能又は体幹機能障害2級以上の者（原則として学齢児以上）</p> <p>2 常時介助を要する難病患者等</p>	<p>容易に使用し得る手すりであること。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。</p>	8年	4,450	
T字 状・棒 状のつ え	<p>平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能の障がいを有し、移動等において介助を必要とする者（ただし、補装具の給付を</p>	<p>容易に使用し得るもの</p>	3年	3,150	

	受けておらず、その障がいの程度が比較的軽度で、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される者限る。)			
移動・ 移乗支 援用具	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能の障がいをも有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として3歳以上）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、住宅改修を伴うものを除く。 ア 必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作補助段差解消等の用具とする。	8年	60,000
頭部保 護帽	1 平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能の障がいをも有する者 2 知的障がい者（児）として判定され、その障がいの程度が重度又は最重度である者 3 てんかんの発作等により頻りに転倒する者（いずれも原則として3歳以上の者）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A スポンジ、革を主材料に製作されるもの B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されるもの	3年	A : 15,656 B : 37,853
特殊便 器	1 重度知的障がい者（児）で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 2 上肢機能障害2級以上の者	足踏みペダルで温水温風を出すことができ、障がい者等及び介護するものが容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うも	8年	151,200

	(いずれも原則として学齢児以上の者) 3 上肢機能の障がい等を有する難病患者等	のを除く。		
火災警報器	1 重度知的障がい者(児) 2 身体障害2級以上の者 (いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	1 重度知的障がい者(児) 2 身体障害2級以上の者 (いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に限る。) 3 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯並びにこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
電磁調理器	1 重度知的障がい者 2 2級以上の視覚障がい者 (いずれも18歳以上の盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信器	2級以上の視覚障がい者(児)(原則として学齢児以上)	容易に使用し得るもの	10年	7,000

	聴覚障がい者用屋内信号装置	2級の聴覚障がい者（児）（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	音・音声等を、視覚や触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	1 腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの 2 腎臓機能障害3級以上の障がい児（原則として3歳以上の者）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	6年	157,500
	ネブライザー（吸入器）	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の者 2 身体障害者手帳の交付を受けた者で、医師の意見書により当該用具が必要と認められるもの（いずれも原則として学齢児以上） 3 呼吸器機能の障がい者を有する難病患者等	容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の者 2 身体障害者手帳	容易に使用し得るもの	5年	56,400

		の交付を受けた者 で、医師の意見書 により当該用具が 必要と認められる もの 3 呼吸器機能の障 がいをも有する難病 患者等			
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能の障がいをも有し、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業（以下「医療保険給付」という。）の対象となる在宅酸素療法を行う者（ただし、補装具として車椅子に係る酸素ボンベ固定装置の給付を受けていない者に限る。）	容易に使用し得るもの	10年	17,000	
視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（原則として学齢児以上。ただし、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	5年	9,000	
視覚障がい者用体重計	視覚障害2級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	5年	18,000	
情報・意思疎通支援用具	携帯用音声機能若しくは言語機能の障がいをも有する者又は肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障がいをも有するもの（原則として学齢児	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの	5年	98,800	

	以上)			
情報・通信支援用具	1 上肢機能障害2級以上の者 2 視覚障害2級以上の者 (いずれも原則として学齢児以上)	パソコンなどの情報機器を使用する際に必要となる障がい者向けの周辺機器やアプリケーションソフトウェア	10年	100,000
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級以上の重複障がい者で、当該装置が必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500
点字器	視覚障がい者(児)	点字を打つためのもので点字版及び定規からなるもの(点筆も付属品として含まれる。)	標準型 7年 携帯用 5年	標準型A 1 0,712 標準型B 6,798 携帯用A 7,416 携帯用B 1,700
点字タブレット	視覚障害2級以上の者で、就学若しくは就労しているもの又は就労が見込まれるもの	容易に使用し得るもの	5年	63,100
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書等の再生が可能であって、容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 89,800 再生専用機 36,750
視覚障がい者用活字文書読上げ装	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号	6年	115,000

置		に変換して出力する機能を有し、容易に使用し得るもの		
視覚障がい者用拡大読書器	視覚の障がいを有し、当該装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像や文字等をモニターに映し出せるもの	6年	198,000
視覚障がい者用時計（接読時計・音声時計）	視覚障害2級以上の者（音声時計においては、手指の触覚に障がいがあること等により触読式時計の使用が困難な者）	容易に使用し得るもの	10年	解読式 10,300 音声式 13,300
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの（原則として学齢児以上）	一般の電話機に接続ができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、容易に使用し得るもの	5年	71,000
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）で、当該装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画像に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信でき、容易に使用し得るもの	6年	88,900



人工喉頭	音声機能若しくは言語機能又はそしゃく機能の障がいを有し、喉頭摘出等により音声を発することが困難な者	<p>笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式 顎下部等にあてた電動版を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	<p>笛式 4年</p> <p>電動式 5年</p>	<p>笛式 5, 150</p> <p>電動式 72, 203</p>
福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの及びファックス被貸与者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	—	83, 300
ファックス（貸与）	聴覚機能、音声機能又は言語機能障害3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの（電話（難視聴用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	—	7, 700
視覚障がい者用ワー	視覚障がい者（児）（原則として学齢児以上）	編集及び校正の機能を持ち、日本点字表記法に基づ	—	1, 030, 000

ドプロ セッサ ー（共 同利 用）		き、入力した文章を自動的に点字変換が可能で、かつ、点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの		
点字図 書	情報の入手を主に点字によっている視覚障がい者（児）	点字により作成された図書	—	点字図書価格（年間6タイトル又は24巻を限度とする。）
人工内 耳用	体外装置	聴覚障がい者（児）であって、現に人工内耳を装着し、かつ、医療保険給付の対象となる体外装置を装着しているもの（以下「人工内耳体外装置装着者」という。）であって、当該体外装置の装着から5年を経過した者	容易に使用し得るもの	5年 200,000
	体外装置用電池	人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から1年を経過した者	容易に使用し得るもの	1年 空気亜鉛式電池 20,000 充電式電池 10,000 （併給はできないものとする。）
	体外装置用電池	人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から3年を経過した者	容易に使用し得るもの	3年 25,000

		充電器				
排泄管理支援用具	ストマト器具（ストマト用品、洗腸用具、ケア用品等） 紙おむつ等（紙おむつ、	ストマト器具	ストマト造設者（児）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（蓄尿袋は、尿処理用のキャップ付き）で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製。洗腸用具、皮膚保護剤、袋を体に密着させるものなどのケア用品を含む。	1月	蓄便袋 8,600 蓄尿袋 11,300
	サラシ、ガーゼ等衛生用品）	紙おむつ等	1 ストマトの変形等によりストマト器具を装着することができない者（原則として3歳以上） 2 二分脊椎により排尿機能又は排便機能の障がいをする者 3 脳原性運動機能障害2級以上で、意思表示が困難なもの	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、洗腸器具	1月	紙おむつ等 12,000
	収尿器	高度の排尿機能障がい者（原則として3歳以上）		採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置をつけるもの	1年	男性用普通型 7,931 簡易型 5,871 女性用普通型 8,755

					簡易型 6, 077
住宅 改修 費	居室生 活動作 補助用 具	1 下肢機能、体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能障害に限る。）3級以上の者 2 特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上の者 3 下肢機能又は体幹機能の障害を有する難病患者等	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1回限り	200,000

(備考)

- 1 寝たきり状態にあるとは、寝たきりで、日常生活動作全般において介護を要する期間が6月以上に渡っている、又は渡ることが予期される状態をいう。
- 2 これに準ずる世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - ア 障がい者本人を除く世帯員が学齡児以下であるもの
  - イ 障がい者本人を除く世帯員が65歳以上であるもの
  - ウ 障がい者を主に介護する者が家外において就労しているもの
  - エ 親族等による常時の介護が期待できないもの
  - オ その他市長が特に必要と認めた世帯